

## 国立国際医療研究センター公的研究費不正防止委員会規程

### (設置)

第1条 「国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」第10条の定めるところにより、公的研究費不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の目的)

第2条 委員会は、国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費にかかる不正行為等の発生を防止するため、不正の発生の要因を把握し、これに対応する防止計画を推進し、もって公的研究費の適正な管理運営を図ってゆくことを目的とする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画戦略室局長
- (2) 研究所長
- (3) 臨床研究センター長
- (4) 国立国際医療研究センター病院長
- (5) 国府台病院長
- (6) 国際医療協力局長
- (7) 国立看護大学校長
- (8) 統括事務部長

2 第1号から第8号の委員の任期は、役職在任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画戦略局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長の業務を行う。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決を要する事項は、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第6条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 不正発生要因の把握並びに不正防止計画に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進、実施に関すること。
- (3) 適切な監査体制の構築に関すること
- (4) 行動規範の策定に関すること。
- (5) 行動規範について周知を図るための方策に関すること
- (6) その他計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第7条 委員長は前条で決定された内容について、最高管理責任者に報告しなくてはならない。

- 2 最高管理責任者は前項の報告に基づき必要と認める場合には、関係部署に指示するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の審議経過並びに議決については、議事録を作成する。

- 2 委員会に関する事務は、研究医療課において処理する。

(雑則)

(公的研究費不正防止小委員会)

第9条 委員会は必要に応じて公的研究費不正防止小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。

- 2 統括事務部長、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス室長を委員として組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、統括事務部長をもって充てる。
- 4 第9条第3項の委員長は、必要に応じて第9条第2項以外の者を委員として加えることができる。

附 則

この規程は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。